

2019年4月15日

あおぞら投信株式会社

## 「外からの 人が動きて 色とりどり 共に働く 場を作らんとす」

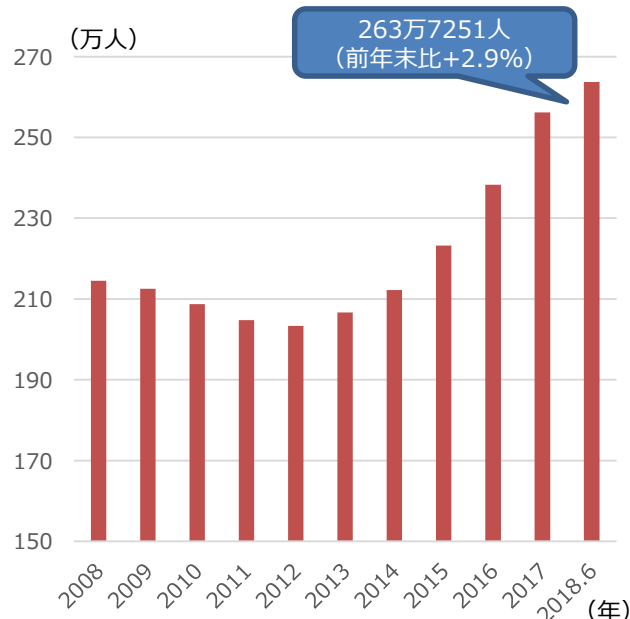
2018年(平成30年)6月末の在留外国人数は263万7251人となり2017年末に比べて7万5403人(2.9%)増加、過去最高の人数となりました。そして今月、出入国管理及び難民認定法(入管法)が改正施行されました。現在の法律の原点は、第二次世界大戦後のポツダム命令\*です。そして今回の改正は、これまでで最も大きなものとなりました。

日本では今後さらなる労働人口減少が予想されており、様々な分野で働く人の確保が重要な課題となっています。これまでの「外国人が合法的に日本に滞在するために(就労するために)必要な資格」である在留資格は、専門的な技能を有することが条件である場合が多く、いわゆる単純業務への従事が可能である資格は「技能実習」のみでした。「技能実習」は最長5年間で特定技能の習得が可能です。ただし、実習期間満了時には母国に帰国しなければならないという問題がありました。今回の改正では、新たに14の「特定技能」業種を定め、一定以上の技能実習経験がある、もしくは一定の日本語能力やビジネススキル試験に合格した外国人には在留資格を付与することとしました。これで最長10年間の滞在が可能となったのです。このように法改正により労働力確保の可能性が広がったわけですが、今まで以上に日本語教育などサポートが重要となっていきます。すなわち企業や地域社会が多様な人々を受け入れるとともに、サポートといった行動が必要になるのです。開かれた国としての自覚がカギを握るのだと考えます。

\*ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)によるもの。出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)。存続措置当時の題名は「出入国管理令」。

柳谷俊郎

在留外国人数の推移  
(2008年末～2018年6月末)



特定技能と限定されている14の業種と  
2019年度の受け入れ見込み数  
(2018年11月14日時点)

| 業種          | 2019年度の受け入れ見込み数      |
|-------------|----------------------|
| 漁業          | 600～800              |
| 飲食料品製造業     | 5,200～6,800          |
| 外食業         | 4,000～5,000          |
| 介護          | 5,000                |
| 農業          | 3,600～7,300          |
| 宿泊          | 950～1,050            |
| ビルクリーニング    | 2,000～7,000          |
| 素形材産業       | 3,400～4,300          |
| 産業機械製造業     | 850～1,050            |
| 航空          | 100                  |
| 電気・電子機器関連産業 | 500～650              |
| 自動車整備       | 300～800              |
| 建設          | 5,000～6,000          |
| 造船・船用工業     | 1,300～1,700          |
| <b>計</b>    | <b>32,800～47,550</b> |

出所：法務省入国管理局「平成30年6月末現在における在留外国人数について(速報値)」および各種報道を基にあおぞら投信が作成。

本資料は情報の提供を目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示された意見などは、本資料作成日現在の当社の見解であり、事前の予告なしに変更される事もあります。投資信託の取得に当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

商号：あおぞら投信株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第2771号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 ホームページ・アドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>